

中山間地域等直接支払制度

令和6年度 実施状況について 第5期対策(R2年度～R6年度)

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域内にある農地に傾斜地が多く、平地と比較し農業生産条件が不利な地域において、交付金の支援を受けられる制度です。交付金を受けるには、こうした地域の集落等が維持・管理していく協定を作り、5年以上農業を継続してくれる方々に対して交付金が支払われます。

支払われた交付金は、共同活動で行う農業生産活動などに使用されます。

(1) 協定の概要

協定数：1協定 協定参加者：農業者23人、非農業者：7人、農事組合法人：1組織

(2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額

区分	面積 (m ²)				交付額 (円)
	急傾斜	緩傾斜	特認地域	合計	
田		54,485		54,485	348,704
畑					
草地					
合計		54,485		54,485	348,704

(3) 集落協定数、個別協定数及び各集落等への交付額

ア.集落協定

組織区 (地区)	種別		対象 面積 (m ²)	交付 単価 (円)	交付額 (円)	農業生産活動として取り組むべき事項											
						農業生産活動等			多面的機能増進活動								
	地目	傾斜				耕作放棄の防止活動		農地法 面管理	防虫対策 保全管理	林地化	水路・ 農道等 の管理	周辺林地 下草刈り	景観 作物	魚類・ 昆虫類 の保護			
三交農地等保全管理組合 (長南、坂本地区)	田	緩傾斜	54,485	6.4	348,704	○	○			○	○						

イ.個別協定

無し

(4) 農業生産活動等の実施状況

- 協定農用地内に異常がないか点検を実施している。また、協定に含めない耕作放棄地について、防虫対策等の保全管理を実施している。
- 水路、農道の草刈及び水路の泥上げなど共同活動で実施している。
- 多面的機能を増進する活動とし、周辺林地の下草刈りも共同活動で実施している。